

行政書士

行政法・地方自治法 完全整理ポイント講座

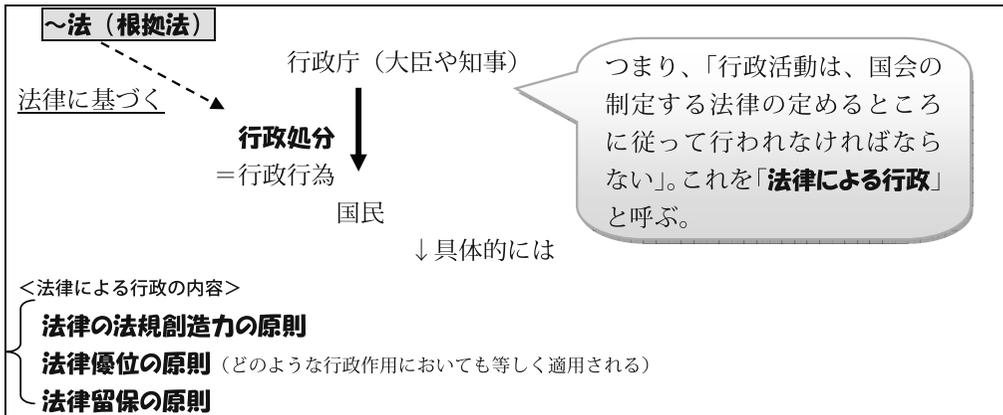
本教材自体またはその違法コピーの販売・購入を禁じます。

 **東京法経学院**

第1章 行政法の基本原則

1. 法律による行政の原理(法治主義)

法律による行政の原理(法治主義)とは、行政の活動は、法律に従うことを要求する原則である。その背景には、法的安定性(行政に対する法的予測可能性)や、行政に対する民主的コントロールの確保の要請がある。



(1) 法規創造力の原則

法規創造力の原則とは、新たに法規を創造することは、立法権の専権に属することであって、行政権は、**法律による授權がない限り法規を創造することができない**という原則である。

(2) 法律優位の原則

法律優位の原則とは、**すべての行政活動は現存する法律に違反して行ってはならない**という原則である。この法律優位の原則は、どのような行政活動にも適用される。

(3) 法律留保の原則

法律留保の原則とは、行政権が行使されるためには、**法律上の根拠が必要である**という原則である。

この法律留保の原則がどのような行政活動に適用されるかについて、学説の争いがあるが、まずは、侵害留保説(実務)の立場を正確に理解しておこう。

<法律留保の原則>

<p>侵害留保説（実務、ただし、最高裁判所の立場は不明）</p> <p style="text-align: center;">↑ 対極 ↓</p>	<p>国民の自由を制限したり、国民に義務を課したりする行政活動に限って法律の根拠が必要であるとする立場（自由主義的）。</p> <p>→侵害行政は法律の根拠必要。逆に、給付行政については法律の根拠不要。</p> <p>→例えば、補助金の交付のような行政処分は法律の根拠なくして勝手にできるということになる。</p> <p>←補助金の交付は法律の根拠が不要となれば、裁量で金銭のばら撒きが行われてしまうおそれがある。</p>
<p>全部留保説</p>	<p>すべての行政活動について法律の根拠が必要であるとする立場（民主主義的）。</p> <p>→例えば、補助金の交付のような給付行政も法律の根拠がなければできないということになる。</p> <p>←積極国家化、福祉国家化に伴って行政需要が多様化しているのに、法律がなければ一切動けないため、迅速さ・機敏さに欠ける。</p>
<p>社会留保説</p>	<p>国民の自由を制限したり、国民に義務を課したりする行政活動に加え、社会権確保を目的としてなされる給付行政を行う場合にも法律の根拠が必要であるとする立場。侵害留保説 + 給付行政 = 法律の根拠必要という考え方。</p> <p>→侵害行政も給付行政も法律の根拠が必要。</p> <p>→例えば補助金の交付のような行政処分も法律の根拠がなければできないということになる。</p>
<p>権力留保説</p>	<p>侵害的なものであると授益的なものであるとを問わず、行政活動が権力的な行為形式によって行われる場合には、法律の根拠が必要と考える立場。</p> <p>→給付行政でも、行政が一方的判断で行う行政活動には法律の根拠が必要となる。</p>
<p>重要事項（本質事項）留保説</p>	<p>行政活動のうち、重要な事項については法律の根拠が必要であるとする立場。</p> <p>←何が重要な事項なのかが不明。基準としてあいまい。</p>

- ※ 侵害留保説、全部留保説が対極の立場なのでしっかり押さえる。それ以外では、社会留保説がよく試験で問われるので、押さえておこう。
- ※ 封建時代の統治団体や近世の専制主義国家では、「法律による行政」の原理は**確立されていなかった**。「法の支配」と「法律による行政（法治主義）」の原理の違いは、「法の支配」の原理が広く判例法や慣習法などの不文法をも含めた憲法を中心とする「**法**」が行政活動を支配する（制限する）ことを意味しているのに対して、「法律による行政（法治主義）」の原理は、国会の制定した形式的な議会制定法である「**法律**」に行政は従わなければならないことを意味するに過ぎない点で異なる。

2. 法の一般原理

行政に対する法的コントロールは、憲法や法律等の成文法によるだけでなく、不文法である一般原則によることもある。その代表例として、**平等原則、比例原則、信頼の原則**がある。

・信頼の原則(信義誠実の原則)

信頼の原則とは、法律行為を行う当事者は、互いに信義を重んじて誠実にそれを行わなければならないという原則である。民法1条2項において信義誠実の原則として規定されている。今日では、法の一般原則として、行政法上の関係においても適用がある。

【租税関係と信義則の関係（最判昭62・10・30）】

《事案》Xは、青色申告をY税務署長に行ったところ、これが受理された。そこで、Xは青色申告にかかる所得税額を収納してきた。ところが、Y税務署長は、過去2年分の所得税につき青色申告の受理は間違っていたとして、その効力を否定し、白色申告とみなして更正処分をしてきた。そこで、Xは、かかる更正処分が信義則に反する違法なものであると主張した。

《判旨》原則として、租税法規に適合する課税処分を、信義則の適用により、違法なものとして取り消すことはできない(租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならない)。しかし、**租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別な事情が存する場合には、例外的に租税法規に適合する課税処分を、信義則の適用により、違法なものとして取り消すことができる。**

→「納税者の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別な事情が存する場合」には、**信頼の原則の適用により、違法な課税処分を取消す余地があることを認めた。**

<イメージ>

Y税務署長	V S	X
(租税法律主義)		(信頼の原則、信義誠実の原則)
→適法		→違法

【宜野座村工場誘致政策変更事件（最判昭56・1・27）】

《事案》Y村は工場誘致政策の一環としてXの製紙工場の建設を認め、村をあげて全面的に協力することを明言した。しかし、その後の村長選挙で工場誘致政策反対派の候補者が当選し、工場誘致政策が変更されるに至った。そこで、Xは工場の建設・操業が不可能となったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

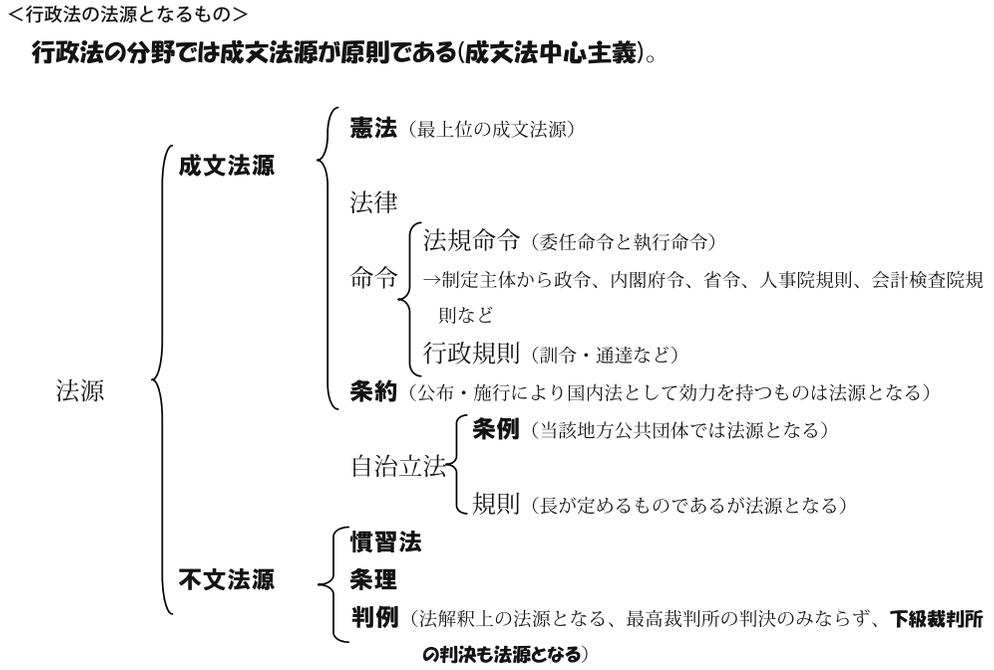
《判旨》地方公共団体が一定内容の将来にわたって継続すべき施策を決定した場合であっても、その後の社会情勢の変動などに伴って変更されることは当然であるとしつつも、密接に交渉を持つに至った当事者間の関係を規律すべき**信頼の原則に照らし、その施策の変更にあたっては、相手方の信頼に対して法的保護が与えられなければならないので地方公共団体の不法行為責任(損害賠償責任)が生じる。**

※公務員として採用された者が有罪判決を受け、その時点で失職していたはずのところ、有罪判決の事実を秘匿し相当長期にわたり勤務し給与を受けていた場合でも、そのような長期にわたり事実上勤務してきたことを理由に、**信義誠実の原則に基づき、新たな任用関係ないし雇用関係が形成されたものと考えられない**(最判平19・12・13)。また、課税庁が従来の取扱いを変更する場合には、法令の改正または通達を発するなどして納税者に変更後の取扱いを周知する措置を講じなければならない。よって、**変更後通達による明示があるまでの確定申告につき、過少申告課税を課さない「正当な理由」がある**(最判平18・10・24)。

第2章 行政法の法源

(1) 法源

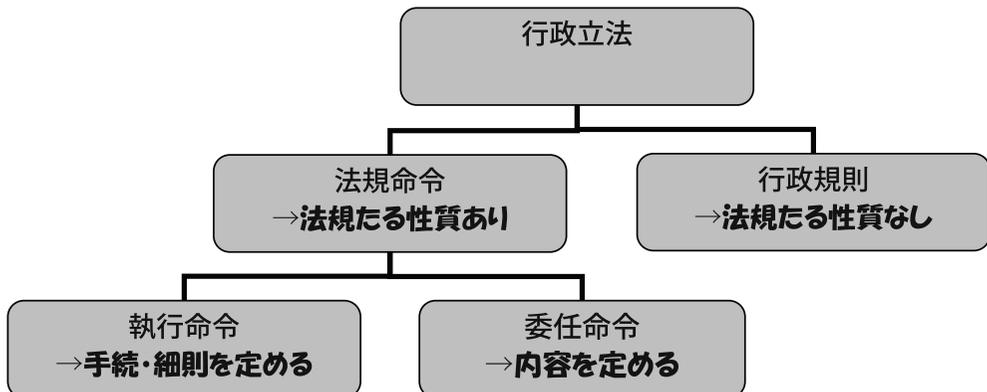
行政法の法源とは、行政が行動する際によるべき基準となるものをいう。「行政活動をする際の基準」くらいに押さえておけば足りる。



※ 出題形式は、法源に「なる」「ならない」の正誤に過ぎないので、この表だけ頭に入れておけば十分。特に注意すべきは、位置づけ。判例などは不文法源に位置づけられているので注意。

(2) 行政立法

<行政立法チャート>



① 執行命令

執行命令とは、法規命令のうち、国民の権利・義務の内容自体を定めるものではなく、その内容の実現のための**手続事項や細則事項を定めるもの**。

→法律の**個別具体的な委任は不要**。一般的な委任で足りる。**国民に対する公示は必要(公布→施行)**。

② 委任命令

委任命令とは、法規命令のうち、法律の委任により、**国民の権利・義務の内容自体を定めるもの**をいう。

→法律の**個別具体的な委任が必要**。**国民に対する公示も必要(公布→施行)**。

→法律によって罰則の**個別具体的な委任があれば、罰則制定もできる**(最大判昭27・12・24)。

→委任した法律が再委任を許す趣旨であれば、**再委任も可能**。

→委任の根拠となる法律が失効すれば、その存続の根拠がなくなるから、委任命令も効力がなくなる。

→制定の主体によって、**政令(内閣が制定)**、**内閣府令(内閣総理大臣が制定)**、**省令(各省大臣が制定)**、**規則(委員会や庁の長などが制定)**などがある。

